

令和2年4月8日

国の緊急事態宣言等を受けての区の考え方

1 経緯

令和2年4月7日に出された安倍首相の「緊急事態宣言」に基づき、8日0時から東京都は感染拡大対象地域に指定され、都は新型コロナウイルス感染症まん延防止として、下記の緊急事態措置方針案を定めた。

都民に、徹底した外出自粛の要請（医療機関、食料の買い出し、職場への出勤等をのぞく）。

事業者に、一部を除いて、施設使用・イベント開催の制限を要請する。

このことを受けて、区は4月8日、これまでの新型ウイルス対策危機管理本部会議を「新型コロナウイルス感染症対策本部会議」に改め、下記の事項を決定した。

2 区の方針

- ・区民の生命と健康を守るため、感染防止策を徹底し、区民生活を維持するための業務(非常時業務)を継続する。
- ・必要な情報を適時適切に発信するとともに、高齢者・障害者の安否確認を行うほか、要保護児童の見守りなど、緊急的な相談体制を整備する。
- ・通常業務の一部を中断し、非常時優先業務に職員を優先的に配置する。
- ・施設の一部を閉鎖、区民及び事業者に対し、不要不急の外出やイベント・集会の自粛を呼びかけ感染防止に努める。

3 電話相談

緊急事態措置の相談について

東京都 緊急事態措置相談センター 03 - 5388 - 0567 9時～19時

新型コロナウイルス感染症等の電話相談窓口

区報・ホームページ等での周知のとおり。

4 主な施設等の対策

非常時優先業務に職員を振り向けるため、業務の縮小を行った上、下記の対応を実施する。

出張所

4月13日から5月6日まで施設を閉鎖、区役所にて対応業務を行う。

保健センター

立ち入り禁止区域を設け、業務を継続する。

清掃事務所

感染予防を徹底して基本的に継続する。

障害者施設

通所施設を継続する。

高齢者施設

入所サービス・通所施設を継続する

子育て支援施設

保育所・学童クラブについて、4月13日から原則、休園・休止とするが、保護者の事情に応じ、受け入れる。

区民施設

5月6日まで、区直営施設、指定管理事業者導入施設を閉鎖し、貸出施設の休止を行う。

スポーツ施設・資料館

5月6日まで閉鎖する。

図書館

4月9日から5月6日まで閉鎖する。

地区会館・地域集会所、集会施設

5月6日まで閉鎖する。

公園施設

5月6日まで、一部（別添）について、閉鎖する。

区立小中学校

5月6日まで臨時休業であるが、児童・生徒の居場所づくりは確保する。また、給食の提供は見送る。

5 区役所庁舎について

リバーサイドホール1階側円形ドア及び2階カフェ横側ドアを閉鎖し、その他の出入口を利用いただく。各出入口には消毒剤を配備するので、利用される方は消毒の徹底をお願いする。

2階のカフェはすでに閉鎖しているが、1階の食堂については今後の対応を検討中であり、決定次第公表する。

6 職員の執務体制について

窓口等の各業務は、区民の生命・財産等を守ることを最優先とする観点から、緊急的かつ現時点で必要な業務を抽出したうえで、優先的に実施する。

また、職員配置については、在宅勤務等を活用し、上記の優先業務に対応する職員を、柔軟的かつ適切に配置する。

7 非常時優先業務

緊急対応業務・発生時に対策として行うべき業務

発生状況、予防策等の周知、問い合わせ対応、各職場の出勤状況の確認、閉鎖等の周知

継続業務・区民の生命を守り、区民生活を維持するために中断することができない業務

- ・区民の生命を守る業務
- ・区民生活を維持する業務
- ・区の基盤維持に関する業務
- ・中断すると重大な法令違反となる業務